



全国高文連第 148号
平成29年10月30日

各都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長 様

公益社団法人全国高等学校文化連盟
会長 小田島 正明



全国高等学校総合文化祭開催基準規程『第10条 高総文祭参加資格』について
日頃より、高校生の芸術文化活動の振興発展のために種々ご尽力いただき感謝申し上げます。

今年度開催されました第41回全国高等学校総合文祭宮城大会も無事成功裏に終わり、
開催運営にあられた宮城県をはじめ、ご協力いただいた各都道府県高等学校(芸術)文
化連盟に厚く御礼申し上げます。

さて、全国高等学校総合文化祭の開催にあたり、「高総文祭参加資格」の問題につきまし
ては、「全国高等学校総合文化祭開催基準規程」に「参加資格」として下記のように定めて
おります。

つきましては、各都道府県事務局におかれましては、今一度その規程をご確認いただ
くとともに、各都道府県関係専門部及び参加校に規程の周知徹底が図られるようお願いいた
します。

なお、本件に関する窓口は全国高文連となります。第10条にかかわる問題がある場合
には、直接、各都道府県高(芸)文連事務局から全国高文連事務局にご連絡をいただきます
ようお願いいたします。

記

参 考

公益社団法人全国高等学校文化連盟 定款・諸規程集の17頁

全国高等学校総合文化祭開催基準規程
(高総文祭参加資格)

第10条

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文
化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、
高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校
と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとす
る。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長
が協議し決定する。